

労働移動支援助成金の支給内容の一部が変更となります。（平成28年4月1日から）

「労働移動支援助成金」（再就職支援奨励金、受入れ人材育成支援奨励金）は、平成28年4月1日から、下記のように助成額の一部が変更されるとともに、支給要件の追加（裏面）があります。ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

<助成額の変更>

再就職支援奨励金

休暇付与支援

在職中から円滑な求職活動が行えるよう、休暇を付与した場合に支給します。支給する日額を中小企業は8,000円、大企業は5,000円に引き上げ、支給日数の上限を180日に延長します。

現行	大企業	中小企業	備考
	4,000円/日	7,000円/日	対象者1人当たり90日分、上限：500人分/年



改正後	大企業	中小企業	備考
	5,000円/日	8,000円/日	対象者1人当たり180日分、上限：500人分/年

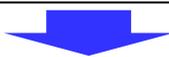
※休暇付与支援は、就職支援会社に再就職支援を委託しなかった場合でも支給申請できます。

受入れ人材育成支援奨励金

早期雇入れ支援

再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れ、継続して雇用することが確実である場合に支給します。雇い入れた場合の支給額を40万円に引き上げます。

現行	1人当たり30万円	上限：500人分/年
----	-----------	------------



改正後	1人当たり40万円	上限：500人分/年
-----	-----------	------------

人材育成支援

再就職援助計画などの対象者を雇い入れて、訓練（Off-JT または Off-JT + OJT）を実施する場合に支給します。

※ 対象者を移籍などにより受け入れ、訓練を実施した場合の助成については、新設するキャリア希望実現支援助成金へ移管します。



<支給要件の追加>

再就職支援奨励金（※）

※ 平成28年4月以後に支給申請手続きを行う際には、平成28年4月改正の制度が適用されます。その際、改正前の様式では改正後の要件の判断を行うことができませんので、必ず改正後の様式で手続きくださいますようお願いいたします。

支給対象者

労働移動支援助成金の支給対象者の要件として、あらたに次の項目を追加しています。

- ①職業紹介事業者によって退職勧奨を受けたと受け止めていない者であること。
- ②申請事業主によって**退職強要（注1）**を受けたと受け止めた者でないこと。
- ③申請事業主が職業紹介事業者に委託して行う再就職支援を受けることを承諾している者であること。

（注1）支給対象者が、申請事業主から退職勧奨（解雇の場合を含まない）を受けて退職することとなった過程において、退職の意思がないのにも関わらず、多数回・長期に及ぶ退職勧奨が行われたり、退職や著しい処遇低下以外の選択肢を与えられないなど、自由な意思決定が妨げられる状況に置かれて退職の合意を求められることをいう。

申請事業主

離職を余儀なくされる労働者の再就職支援の実施について委託した職業紹介事業者から、当該労働者の離職の日の前日から1年前の日以後、当該労働者の係る再就職援助計画を公共職業安定所に申請又は提出した日までの間に、**退職コンサルティング（注2）**を受けていた場合、**本助成金を受けることができません。**

（注2）再就職支援を受託する職業紹介事業者が申請事業主に対して、再就職援助計画の対象となる退職者が具体的に決定する以前に行う働きかけであって、解雇・退職勧奨・希望退職募集等の人員削減に関して、①その実施を提案すること、②制度設計の支援（対象者の選定基準の設定を含む）をすること、③実施方法（対象者との面接方法を含む）のコンサルティング（相談・助言・研修、マニュアル・参考資料の提供等）をすることをいう。それが法令違反に該当するか否か、有料であるか否か、契約を交わしているか否か、人員削減方針やその公表があるか否か、人員削減の具体的方法が決定しているか否か、申請事業主からの依頼があったか否かを問わない。

<制度の概要>

再就職支援奨励金

送り出し企業

- ・再就職援助計画などの作成・認定
- ・再就職支援の委託
- ・休暇の付与

委託

就職支援会社
（職業紹介事業者）

紹介

再就職支援

対象者

就職

受入れ人材育成支援奨励金

受入れ企業

- ・再就職援助計画対象者などに対する
- ・早期雇入れ
- ・Off-JT,OJTによる訓練実施

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局にお尋ねください。

◆ホームページ「労働移動支援助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/roudou_idou.html

以下のパンフレットをダウンロードできます。

パンフレット名で検索してください。

- ・労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）のご案内
- ・労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）のご案内
- ・離職する従業員の再就職を援助するために ～「再就職援助計画」のご案内～

労働移動支援助成金

検索